

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査心得

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>凡例 1～4 (略)</p>	<p>凡例 1～4 (略)</p>	
<p>5 <u>各省令等の心得の改正年月日一覧表に改正次数、改正番号、改正年月日及び適用日</u>を示した。</p>		<p>安全法の取り扱 いに合わせる改 正</p>
<p>6 <u>その他</u> <u>(1) 附則について関係事項を規定する場合は、次のようにした。</u> <u>(例)</u> <u>附則(昭和61年運輸省令第40号)</u> <u>附3.0 (a) ……</u></p>		<p>同上</p>

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査心得

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行	備 考
<p>I 海上汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令</p> <p>第2章 ビルジ等排出防止設備 (スラッジ貯蔵装置)</p> <p>6.2 (a) (略) (b) (略)</p> <p>(2) 平成2年12月31日以後に建造され、又は建造に着手された船舶であつて、平成22年7月1日までに建造契約が結ばれたもの(建造契約がないものにあつては同日までに建造され、又は建造に着手されたもの) $V_1=0.5 \times K_1 CD (m^3)$ 又は $V_1=1 (m^3) \dots\dots$総トン数400トン以上4,000トン未満の船舶 $2 (m^3) \dots\dots$総トン数4,000トン以上の船舶 のうちいずれか大きい方の値</p> <p>(c)～(g) (略)</p> <p>第5章 損傷時における大量の油の排出を防止するための貨物艙等の技術上の基準 (油の仮想流出量)</p> <p>18.0 (a)～(d) (略) (e) pの定義中の「イナート・ガス装置によつて加えられる圧力の値」は、設計上の圧力値が5キロパスカル以上の場合にあっては5キロパスカルとする。</p> <p>(f)～(h) (略)</p>	<p>I 海上汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令</p> <p>第2章 ビルジ等排出防止設備 (スラッジ貯蔵装置)</p> <p>6.2 (a) (略) (b) (略)</p> <p>(2) 平成2年12月31日以後に建造され、又は建造に着手された船舶 $V_1=0.5 \times K_1 CD (m^3)$ 又は $V_1=1 (m^3) \dots\dots$総トン数400トン以上4,000トン未満の船舶 $2 (m^3) \dots\dots$総トン数4,000トン以上の船舶 のうちいずれか大きい方の値</p> <p>(c)～(g) (略)</p> <p>第5章 損傷時における大量の油の排出を防止するための貨物艙等の技術上の基準 (油の仮想流出量)</p> <p>18.0 (a)～(d) (略) (e) pの定義中の「イナート・ガスによつて加えられる圧力の値」とは、イナート・ガス装置の通常運用時の圧力値として設定されている設計上の圧力値とする。</p> <p>(f)～(h) (略)</p>	<p>MEPC58/23 annex28におけるMARPOL Annex1 第12.1 規則のUIの一部改正に伴う改正</p> <p>MEPC59/24 annex24におけるMARPOL Annex1 第23.7.3.2規則のUIの一部変更に伴う改正</p>